

福岡高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号 課税処分等取消請求控訴事件

国側当事者・香椎税務署長

平成20年2月21日棄却・上告

### 判 示 事 項

- (1) 本件各役員報酬は、各役員に対して支払われたものではなく、原告会社の代表者に対する役員報酬とは別個の給与として支払われたものであり、同人に対する賞与と認定された事例(原審判決引用)
- (2) 原告会社の従業員給与から天引きされ原告会社の元代表者名義口座に入金されていた本件ペナルティ金は原告会社の収益として益金に算入すべきものとされた事例(原審判決引用)
- (3) 一定額の無事故報奨金及び懇親会費用の支払があったことは認められるものの、具体的な支出額を確定できないから、同支出はなかったものとされた事例(原審判決引用)
- (4) 代表者の姉に対する役員報酬の架空計上、収益の入金されていた預金口座を公表外とし、これを益金の額に計上しなかったことは、法人税法127条1項3号(青色申告の承認の取消し)所定の事由に該当するから、原告会社に対する青色申告承認取消処分が適法とされた事例(原審判決引用)

### 判 決 要 旨

- (1)～(4) 省略

(第一審・福岡地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号、平成19年4月27日判決、本資料257号-97・順号10706)

| 判         | 決      |
|-----------|--------|
| 控 訴 人     | A株式会社  |
| 同代表者清算人   | 甲      |
| 同訴訟代理人弁護士 | 児玉 憲夫  |
| 同         | 岸本 達司  |
| 同         | 金 喜朝   |
| 同         | 山崎 浩   |
| 同         | 飛岡 恵美子 |
| 同         | 田中 良直  |
| 同         | 山中 靖夫  |
| 被控訴人      | 香椎税務署長 |
|           | 外矢 俊晴  |
| 同指定代理人    | 望月 栄里子 |
| 同         | 福本 昌弘  |
| 同         | 井手上 秀文 |
| 同         | 岩浪 照美  |
| 同         | 三浦 博文  |
| 同         | 山下 誠二  |
| 同         | 丁野 太介  |

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

(控訴人)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が、控訴人に対し、平成15年4月28日付けでした以下の各処分（後記(1)の処分以外の各処分については、いずれも平成15年10月2日付け異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。
  - (1) 平成7年4月1日から平成8年3月31日までの事業年度以降の青色申告承認の取消し
  - (2) 平成7年4月1日から平成8年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正のうち所得金額963万0144円、納付すべき税額237万6100円を超える部分及び重加算税賦課決定
  - (3) 平成8年4月1日から平成9年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正のうち所得金額1129万4598円、納付すべき税額342万8100円を超える部分及び重加算税賦課決定
  - (4) 平成9年4月1日から平成10年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正のうち所得金額1159万7629円、納付すべき税額355万0400円を超える部分及び重加算税賦課決定
  - (5) 平成10年4月1日から平成11年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正のうち所得金額255万0063円、納付すべき税額60万6900円を超える部分及び重加算税賦課決定
  - (6) 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正のうち所得金額305万4873円、納付すべき税額66万1500円を超える部分及び重加算税賦課決定
  - (7) 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正のうち所得金額373万4087円、納付すべき税額81万0400円を超える部分及び重加算税賦課決定
  - (8) 平成7年4月1日から平成8年3月31日までの課税期間の消費税に係る更正のうち納付すべき税額2018万5000円を超える部分
  - (9) 平成8年4月1日から平成9年3月31日までの課税期間の消費税に係る更正のうち納付すべき税額2347万9500円を超える部分
  - (10) 平成9年4月1日から平成10年3月31日までの課税期間の消費税に係る更正のうち納付すべき税額2912万9400円を超える部分及び同期間分の地方消費税に係る更正のうち納付すべき税額729万3800円を超える部分

- (11) 平成10年4月1日から平成11年3月31日までの課税期間の消費税に係る更正のうち納付すべき税額1912万0600円を超える部分及び同期間分の地方消費税に係る更正のうち納付すべき税額478万0100円を超える部分
- (12) 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの課税期間の消費税に係る更正のうち納付すべき税額1190万3300円を超える部分及び同期間分の地方消費税に係る更正のうち納付すべき税額297万5800円を超える部分
- (13) 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの課税期間の消費税に係る更正のうち納付すべき税額935万6700円を超える部分及び同期間分の地方消費税に係る更正のうち納付すべき税額233万9100円を超える部分
- (14) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税期間の消費税に係る更正のうち納付すべき税額4876万8800円を超える部分及び同期間分の地方消費税に係る更正のうち納付すべき税額1219万2200円を超える部分
- (15) 平成7年5月から平成13年8月までの各月分の源泉所得税の納税告知及び不納付加算税賦課決定

3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

(被控訴人)

主文同旨

## 第2 事案の概要（略称については、原判決のものをを用いる。）

本件は、控訴人が、被控訴人が平成15年4月28日付けで行った①平成8年3月期以降の青色申告承認取消し、②平成8年3月期ないし平成13年3月期の法人税に係る更正及び重加算税賦課決定、③平成8年3月期ないし平成14年3月期の消費税及び地方消費税（ただし、平成8年3月期及び平成9年3月期については、地方消費税を除く。）に係る更正並びに重加算税賦課決定、並びに、④平成7年5月から平成13年8月までの各月分の源泉所得税の納税告知及び不納付加算税賦課決定の全部又は一部の取消しを求めた事案である。

被控訴人は、(1)控訴人が損金とした本件各役員報酬は、控訴人の取締役である乙が管理している本件各役員名義口座に入金されており、本件各役員に支払った事実が認められず、乙の賞与と認められる、(2)控訴人が従業員の給料から天引きした本件ペナルティ金等は、控訴人の収入である、(3)控訴人が公表外の本件簿外預金口座に入金する方法で受領した本件自販機手数料及び本件車両事故損害賠償金等は控訴人の収入であるとして、前記①の本件青色申告承認取消処分及び②ないし④の本件各課税処分（異議決定後）を行ったものであるところ、控訴人は、(1)本件各役員名義口座を乙が管理していたのは、本件各役員が本件各役員報酬を乙に対する借入金返済に充てるためであり、本件各役員報酬は本件各役員に対して支払った事実がある、(2)本件ペナルティ金等は、控訴人の従業員が管理しており控訴人の収入ではない、また、その一部は無事故褒賞金及び懇親会費用として支出されているから、経費ないし福利厚生費とするべきである、(3)本件車両事故損害賠償金等からは、事故に遭った車両の修理費用が支出されているから経費とするべきである、本件自販機手数料からは、従業員の親睦会等の費用が支出されているから経費とするべきであると主張し、前記各処分の適法性を争っている。

原判決は、被控訴人の主張を認め、本件青色申告承認取消処分及び本件各課税処分（異

議決定後)を適法なものと判断して控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 1 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記(1)のとおり原判決の付加、訂正を行い、後記(2)のとおり当審で補足された主張を付け加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1ないし3のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の付加、訂正

ア 原判決5頁最終行の末尾に「Fは、平成元年7月以降、本店所在地を現在の大阪市に移転した。本件各事業年度における控訴人の経理、人事管理等の事務の一切は、Fが受託して行っていた(乙21)。本件各事業年度ころの控訴人の株主構成は、F270株、乙50株、a30株であった(乙6、37の1ないし9)。乙は、被控訴人の調査に対し、控訴人を含めたFグループのオーナーであることを自認していた(乙14)。」と挿入する。

イ 同7頁6行目の「別紙1」として引用されている別紙1の2枚目(原判決38頁)を別紙①と差し替える。

ウ 同19行目の「別紙3」として引用されている別紙3の2枚目(原判決42頁)の後に別紙②を加える。

エ 同8頁の5行目の「た。」を「た(平成9年3月期の課税標準額につき乙7の2)。」と改め、その後に、改行の上、以下を挿入する。

「前記確定申告に際し、控訴人は、別紙3記載のとおり受領した本件自販機手数料及び本件車両事故損害賠償金等を課税標準額に含めていなかった。また、控訴人は、前記確定申告に際し、仕入れ税額控除に本件事務代行手数料を算入していた。」

オ 同12行目の「(以下、併せて」から同13行目末尾までを「(平成8年3月期の納付すべき税額につき乙2の1。以下、併せて「本件法人税各更正等(異議決定前)」という。これに対し、後記(5)の異議決定により一部取り消された後の同処分を「本件法人税各更正等(異議決定後)」という。)」と改める。

カ 同16行目の「(乙2の1、乙8の3」から、同17行目末尾までを「(仕入税額控除及び平成10年3月期の納付すべき地方消費税につき乙8の1ないし7。以下、併せて「本件消費税各更正等(異議決定前)」という。これに対し、後記(5)の異議決定により一部ないし全部取り消された後の同処分を「本件消費税各更正等(異議決定後)」という。)」と改める。

キ 同18行目の「被告は、」から同24行目末尾までを「被控訴人は、平成15年4月28日付けで、別表3「納税告知処分(A)」欄及び「不納付加算税(B)」欄記載のとおり、平成7年5月から平成13年8月までの各月分(ただし、別表3には、平成15年10月2日付け異議決定により取り消された平成7年5月から平成8年3月まで及び平成13年8月分の納税告知及び不納付加算税は記載していない。また、平成13年6月分及び同7月分は所得税の納税告知及び不納付加算税の賦課決定がなかったため、その欄も設けていない。)の源泉徴収に係る所得税の納税告知及び不納付加算税の賦課決定をした(以下、併せて「本件各納税告知等(異議決定前)」という。これに対し、後記(5)の異議決定により一部ないし全部取り消された後の同処分を「本件各納税告知等(異議決定後)」という。

上記イないしエの各処分を総称して「本件各課税処分（異議決定前）」という。その計算過程は下記(8)のとおりである。。」と改める。

ク 同最終行の「本件各課税処分（異議決定前）」を「本件各課税処分（異議決定前）及び本件青色申告承認取消処分」と改める。

ケ 同9頁8行目の「乙4、」の後に「一部争いがない。」と挿入する。

コ 同11行目の末尾に「また、被控訴人は、本件青色申告承認取消処分の取消しを求める異議申立てについて、同日付けで異議棄却の決定をした。」と加える。

サ 同13行目の「本件異議決定について審査請求をし、」を「本件各課税処分（異議決定後）及び本件青色申告承認取消処分の各取消しを求める審査請求をし、」と改める。

シ 同13頁2行目の冒頭から5行目末尾までを「本件異議決定は、本件法人税各更正等（異議決定前）において否認された本件事務代行手数料を全額損金として認容した。また、本件消費税各更正等（異議決定前）において雑収入とされた別紙2のうち、別紙5の本件自販機手数料の計上漏れ額のみを消費税の課税標準額に含めることとし、本件事務代行手数料を仕入税額控除額に算入することを認めた。また、本件各納税告知等（異議決定前）のうち、平成7年5月から平成8年3月までの各処分については、国税通則法72条及び73条3項により、消滅時効が成立していると認定した。」と改める。

ス 同9行目の末尾に「(乙4、6、一部争いがない。)」と挿入する。

セ 同15頁9行目の末尾に「また、Bには、Fからの役員報酬の支給はなく、税務調査においてこれを否認されたことはない。」と挿入する。

ソ 同25行目の「K株式会社」を「有限会社K」と改める。

タ 同17頁5行目の冒頭から同6行目の「借りたところ、」までを「Cは、乙から、昭和61年9月に3000万円、平成7年3月6日（契約書の日付は同年11月30日）に1300万円を借りたところ、」と改める。

チ 同12行目の「平成4年11月から平成8年1月まで」を「平成4年1月から平成8年12月まで」と改める。

ツ 同22頁の20行目の末尾に「車両を修理した事実がないのに、保険会社が控訴人や修理工場に修理代金を振り込むことはあり得ない。」と挿入する。

テ 同21行目の「従業員の福利厚生目的で支出されており、」を「花見などの親睦会の費用として従業員の福利厚生目的で支出されており、」と改める。

## (2) 当審における主張の補足

(被控訴人)

争点(2)について

### ア 経費性や損金性の立証について

課税処分取消訴訟については、所得の存在及びその金額、必要経費の不存在については課税庁が立証責任を負うとされる。しかし、必要経費の存在は納税者にとって有利な事項であり、その支出は納税者自身の行動としてその内容を熟知し、これに関する証拠も納税者が保持しているものであることから、必要経費が存在すると主張する納税者が、必要経費が存在しないとの課税庁の主張を単に争うだけで、必

要経費として支出した金額、支払年月日、支払先、支払った内容について一切具体的に特定して主張立証しないときは、公平の観点から事実上必要経費は存在しないものと推定するのが相当である。また、金員が支出されたことについては当事者間に争いが無いものの、その支払先や理由が明らかではないことから、その経費性や損金性が争点となる場合についても、経費性や損金性がないことについては原則として課税庁に立証責任があるが、更正時に存在し、又は提出された資料等をもとに判断して当該支出を損金の額に算入することができないことが事実上推認できる場合には、これを争う側において、右推認を破る程度の具体的な反証、すなわち、当該支出と業務との関連性を合理的に推認させるに足る具体的な立証を行わない限り、当該支出の損金への算入は否定されるべきである。

イ 本件無事故褒賞金

本件無事故褒賞金明細書には従業員の受領印はなく、従業員代表のPもその各人への支給額を記載した部分については見たことがないと述べている。控訴人は、平成13年12月決算までの帳簿関係資料の一切を盗難被害にあったため提出できないとして提出せず、控訴人の代表者であった丁もその支出は把握していなかったから、支出を認定できないというべきである。仮に、無事故褒賞金として一定の金員の支出があったとしても、これは既に従業員に対する給与つまり経費として損金処理されている金員の中に組み込まれていたものであり、これとは別に新たな支出がされたとは認めがたい。

ウ 忘年会費及びミーティング費用

法人が社内の行事等に際して従業員の慰安ないし接待のために支出した金額等のうち、従業員のほぼ全員が利益供与の対象となる場合に限っては交際費ではなく福利厚生費とされる。本件ペナルティ金等口座から忘年会費及びミーティング費用が支出されたことは、同口座の通帳へのメモ的記載以外に証拠がない。また、支出があったとしても、従業員の大半が償却ドライバーで一人親方であり、毎日運転で出払っている関係で、忘年会等の参加者は10名以下であったということからすれば(乙129、bの陳述書)、同支出は交際費等に該当するのであり、控訴人は本件各事業年度において交際費等の損金算入限度額を超過していることから、それらはすべて損金不算入となる。

(控訴人)

ア 争点(1)について

丁は、控訴人の雇われ社長であり、福岡市に所在する控訴人本社の従業員の管理等を担当していたこと、取締役会が持ち回りで実施されていたこと、従業員の給料等の事務はFが事務代行していたことから、大阪に在住し、大阪営業所で業務を行っていた本件各役員と面識がなく、勤務状態を知らないとしても不思議はない。

イ 争点(2)について

控訴人の従業員は、無事故褒賞金の額を2000円から2万円と述べているが、同人らが数年前の無事故褒賞金の金額を正確に覚えているとは限らないから、このような供述をもって、本件無事故褒賞金明細書の信用性を否定することはできない。また、Pは従業員代表という肩書はあるが、無事故褒賞金の支給手続には関与して

いなかったから、本件無事故褒賞金明細書のうち各人への支給額を記載した部分を見ていないとしても、支給を否定する根拠とはならない。

また、本件ペナルティ金等口座から支出された忘年会費等は、ゲームの賞品代やコンパニオン代等であったのにその金額が大きいことからして、多数人が参加する忘年会等であったことは明らかである。bは酒が飲めないから忘年会等に参加しておらず、その実態を知らないのであり、参加者が10人程度であったなどという供述に信用性はない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、(1)本件各役員報酬は本件各役員に支払われたものではなく、乙に対する賞与と認めるべきであり、(2)本件ペナルティ金等は、控訴人の収益に該当し、同金員から無事故褒賞金又は懇親会費用が支出されたとは認められず、(3)本件自販機手数料及び本件車両事故損害賠償金等について、控訴人が車両の修理費用や従業員の福利厚生目的の支出を行った事実は認められず、よって、本件各課税処分（異議決定後）はいずれも適法であると判断する。また、(4)Bに対する役員報酬を架空計上し、本件自販機手数料が入金されていた本件簿外口座を公表外として益金の額に計上しなかったことは、法人税法127条1項3号の事由に該当するから、本件青色申告承認取消処分は適法であると判断する。

【判示(1)      その理由は、後記2のとおり原判決の付加、訂正を行い、後記3のとおり理由を補足  
～(4)】      するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3のとおりであるから、これを引用する。

#### 2 原判決の付加、訂正

- (1) 原判決24頁5行目の「乙83ないし127、」を「乙83ないし127、枝番を含む。以下同じ。」と改める。
- (2) 同25頁15行目の「原告が上記取扱いをしたこと自体、むしろ、」を「控訴人が、確定申告で否認されたことにより、上記各役員報酬について役員には支払っていないとの取扱いをしたこと自体、」と改める。
- (3) 同26頁の3行目の「しかしながら、」から同6行目の「明らかである。」までを「しかし、報酬か賞与かの区別は、その支給時期、回数、金額、趣旨、形態等から經常性のない例外的なものといえるか否かによるところ、上記第2の1(2)イ、第3の1(2)(3)のとおり、控訴人は、乙に対する支払を本件各役員に対する役員報酬として架空に計上していたのであって、これが乙の通常の業務執行に対する対価に当たらず、經常性のない例外的な給与であることは明らかであるから、賞与と認めるのが相当である。」と改める。
- (4) 同20行目冒頭から23行目末尾までを「しかしながら、上記アのとおり、本件ペナルティ金等が従業員の給与から天引きされていたこと、控訴人の従業員代表であったPは本件ペナルティ金等口座の通帳の入出金は知らないと述べていること（乙6）、丁は、被控訴人の調査に対し、控訴人の従業員であるX（以下「X」という。）が現金出納帳を作成して管理していたが、その中から事務所経費も支払っていたと述べていること（乙21）に照らせば、Xも含め従業員やその団体には本件ペナルティ金等を処分する権限はなく、本件ペナルティ金等は控訴人に帰属していたと認めるのが相当である。」と改める。

(5) 同27頁10行目の「認められ、」から同12行目末尾までを「認められる。」と改める。

(6) 同22行目冒頭から同28頁7行目末尾までを、次のとおり改める。

「しかしながら、①本件無事故褒賞金明細書には各従業員の受領印等はなく、本件無事故褒賞金明細書の1枚目にPの署名押印はあるものの、Pは、被控訴人の調査に対し、本件無事故褒賞金明細書のうち各従業員に対する具体的支給額が記載された部分(2枚目以降)は見たことがないと述べていること(甲4、乙6)、②本件無事故褒賞金明細書において、支給額が2万円ないし7万円と記載されている従業員数名は、被控訴人の調査に対し、無事故褒賞金は数千円から2万円の範囲で受領したと述べていること(乙6)、③従業員の懇親会については領収書等がないこと等に照らすと、本件ペナルティ金等口座の預金通帳及び本件無事故褒賞金明細書によっても、本件ペナルティ金等口座から無事故褒賞金及び懇親会費用として実際に支出がされたのかが不明といわざるを得ない。

また、本件ペナルティ金等は、もともと従業員に支払われるべき給与の総支給額から控訴人が天引きしたものであるところ、同給与の総支給額については既に経費として損金処理されていること、従業員に無事故褒賞金を支払っている場合、控訴人には源泉所得税の徴収義務があるところ、控訴人は無事故褒賞金につき源泉所得税を徴収していなかったことに照らすと、仮に控訴人が、本件ペナルティ金等口座から出金し、従業員に無事故褒賞金として、いくらかの金員を支出したことがあったとしても、既に損金処理された従業員に支払われるべき給与とは別にそれらを支出していたとは認めがたいというべきである。また、懇親会費用については、法人が社内の行事等に際して従業員の慰安ないし接待のために支出した金額等のうち、おおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用は、交際費ではなく福利厚生費と認めるべきところ、本件において、仮に、本件ペナルティ金等口座から懇親会費用として支出された金員があったとしても、これが一律に社内以供与されたものであることを認めるべき証拠はないから、福利厚生費とは認めることはできないというべきである。なお、懇親会費用が福利厚生費に当たらないとすれば、交際費等として支出されたものとなるところ、控訴人は本件各事業年度において損金算入限度額を超過した交際費等を支出していることから、これらを損金に算入することはできない。」

(7) 同28頁24行目の冒頭から同29頁1行目の末尾までを次のとおり改める。

「5 上記1ないし3によれば、本件法人税各更正等(異議決定後)及び本件各納税告知等(異議決定後)はいずれも適法なものと認められる。また、本件消費税各更正等(異議決定後)については、控訴人は違法性を基礎付ける事実を主張していないところ、同処分も適法なものと認められる。」

### 3 理由の補足

#### (1) 争点(1)について

控訴人は、「丁は控訴人の雇われ社長であり、福岡市に所在する控訴人本社の従業員の管理等を担当していたこと、取締役会が持ち回りで実施されていたこと、従業員の給料等の事務はFが事務代行していたことから、大阪に在住し、大阪営業所で業務

を行っていた本件各役員と面識がなく、勤務状態を知らないとしても不思議はなく、丁の供述を理由として本件各役員に勤務実績がないとすることはできない。」と主張する。しかし、原判決別紙7のとおり、乙が管理する本件各役員名義口座から、控訴人の主張する本件各役員の乙からの借入金の額をはるかに上回る金額が払い戻されており、これが乙名義の預金口座に入金され、乙名義の定期預金の開設や乙名義のFグループ各社等への送金に充てられている本件においては、本件各役員の勤務実績の有無にかかわらず、本件各報酬は、本件各役員に対して支払われたものとは認められないというべきである。控訴人の主張は採用できない。

#### (2) 争点(2)について

控訴人は、「従業員が数年前の無事故褒賞金の金額を正確に覚えているとは限らないから、その供述をもって、本件無事故褒賞金明細書の信用性を否定することはできないし、Pは無事故褒賞金の支給手続には関与していなかったから、本件無事故褒賞金明細書のうち各人への支給額を記載した部分を見ていないとしても、支給を否定する根拠とはならない。」旨主張し、本件ペナルティ金等口座から無事故褒賞金を支出することについての控訴人の稟議書（甲36ないし38）を提出する。しかし、同各稟議書に記載された各従業員への支給額は、本件無事故褒賞金明細書に記載された支給額とは合致していないこと、控訴人は、本件ペナルティ金等口座の管理は従業員がしていた旨主張していたところ、同各稟議書はこれと矛盾する書類であること、控訴人が平成13年12月決算までの帳簿関係書類は盗難にあったと述べていたこと（乙14、原審証人乙）に照らし、同各稟議書のとおりに支出がされたと認めることはできないというべきである。

また、控訴人は、「本件ペナルティ金等口座から支出された懇親会費用は、ゲームの賞品代やコンパニオン代等であったのにその金額が大きいことからして、多数人が参加する忘年会等であったことは明らかである。bは酒が飲めないから忘年会等に参加しておらず、その実態を知らないものであり、参加者が10人程度であったなどという供述に信用性はない。」とするが、かかる多額の金員の支出であるにもかかわらず、Xや乙の供述（甲12、23、原審証人乙）以外に、控訴人の支出を裏付けるに足りる証拠が一切存在しないことからすれば、控訴人が主張する形態で懇親会費用が支出されたことは認められないというべきである。

#### 4 結論

以上から、控訴人の請求はいずれも理由がないから、これを棄却した原判決は相当である。よって、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第5民事部

裁判官 前川 高範

裁判官 伊藤 由紀子

裁判長裁判官寺尾洋は、転補のため署名押印することができない。

裁判官 前川 高範

## 別紙①

## 4 平成11年3月期

(単位：円)

| 計上年月     | 支給日         | 計上金額       | 給与手当の支払内訳 |           |           |           |
|----------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          |             |            | 相手先       |           |           |           |
|          |             |            | B         | C         | D         | E         |
| 平成10年4月  | 平成10年5月8日   | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成10年5月  | 平成10年6月10日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成10年6月  | 平成10年7月10日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成10年7月  | 平成10年8月10日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成10年8月  | 平成10年9月10日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成10年9月  | 平成10年10月9日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成10年10月 | 平成10年11月10日 | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成10年11月 | 平成10年12月10日 | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成10年12月 | 平成11年1月8日   | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年1月  | 平成11年2月10日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年2月  | 平成11年3月10日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年3月  | 平成11年4月9日   | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
|          | 合計          | 24,000,000 | 6,000,000 | 6,000,000 | 6,000,000 | 6,000,000 |

## 5 平成12年3月期

(単位：円)

| 計上年月     | 支給日         | 計上金額       | 給与手当の支払内訳 |           |           |           |
|----------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          |             |            | 相手先       |           |           |           |
|          |             |            | B         | C         | D         | E         |
| 平成11年4月  | 平成11年5月11日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年5月  | 平成11年6月10日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年6月  | 平成11年7月15日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年7月  | 平成11年8月12日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年8月  | 平成11年9月14日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年9月  | 平成11年10月15日 | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年10月 | 平成11年11月15日 | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年11月 | 平成11年12月15日 | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成11年12月 | 平成12年1月14日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年1月  | 平成12年2月15日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年2月  | 平成12年3月15日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年3月  | 平成12年4月14日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
|          | 合計          | 24,000,000 | 6,000,000 | 6,000,000 | 6,000,000 | 6,000,000 |

## 6 平成13年3月期

(単位：円)

| 計上年月     | 支給日         | 計上金額       | 給与手当の支払内訳 |           |           |           |
|----------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          |             |            | 相手先       |           |           |           |
|          |             |            | B         | C         | D         | E         |
| 平成12年4月  | 平成12年5月15日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年5月  | 平成12年6月15日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年6月  | 平成12年7月14日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年7月  | 平成12年8月15日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年8月  | 平成12年9月14日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年9月  | 平成12年10月13日 | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年10月 | 平成12年11月15日 | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年11月 | 平成12年12月15日 | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成12年12月 | 平成13年1月15日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成13年1月  | 平成13年2月15日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成13年2月  | 平成13年3月15日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
| 平成13年3月  | 平成13年4月13日  | 2,000,000  | 500,000   | 500,000   | 500,000   | 500,000   |
|          | 合計          | 24,000,000 | 6,000,000 | 6,000,000 | 6,000,000 | 6,000,000 |

## 別紙②

7 平成14年3月期

(単位：円)

| 入金日        | 入金金額    | 相手先   | 内容         |
|------------|---------|-------|------------|
| 平成13年4月18日 | 44,809  | d     | 自動販売機手数料   |
| 26日        | 15,000  | e     | 車輻事故損害賠償金等 |
| 27日        | 69,405  | (有) f | 車輻事故損害賠償金等 |
| 5月2日       | 33,075  | (株) g | 草輻事故損害賠償金等 |
| 24日        | 100,000 | (有) h | 車輻事故損害賠償金等 |
| 24日        | 100,000 | (有) h | 車輻事故損害賠償金等 |
| 7月18日      | 45,269  | d     | 自動販売機手数料   |
| 合計         | 407,558 |       |            |